

「高等専門学校機関別認証評価に関する説明会」及び「令和7・8年度に実施する  
高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会」  
(令和6年6月実施)におけるQ&A

【観点1-2-⑧】

Q1. 事前に公開すべき自己点検報告書は、各校が定めている時期に公開すれば問題ないのか。  
例えば、本校は4年ごとに報告書を公開しているが、機関別認証評価の前年度にも特別に自己点検を行い、公開する必要があるのか。

A1. 学校教育法第109条第1項に基づき、自己点検・評価を行った際は、必ずその結果を公表する必要があります。貴校において、4年ごとに自己点検・評価を行うことを規則等で定めているならば、自らが定めた期間に従って自己点検・評価してその結果を公表する必要がありますが、認証評価を受ける前年度に自己点検・評価を行うことを規則等で定めていないならば、特別に自己点検・評価を行うことは必要ありません。

なお、認証評価は、評価を受ける年度の前年度までに実施された、各校の自己点検・評価に基づく自己評価書に沿って行われるため、自らが定めた期間に従って実施した自己点検・評価の最終年度が、自己評価書の作成時期と離れている場合、認証評価を受けるに当たって追加の自己点検・評価が必要になることがありますので、ご注意ください。

【観点1-3-①】

Q2. 前回機関別認証評価を受審した際に受けた指摘事項について、改善状況報告を行う場合の様式について教えていただきたい。

A2. 研修会資料K-2のP25、(1)4ポツ目に関連する内容と思料されますが、当該箇所の「改善を要する点」については、「前回の機関別認証評価において、改善を要する点として指摘された事項のうち、指定改善事項として通知されている事項」が該当します。

従って、3巡目における機関別認証評価の評価結果の通知とともに、指定改善事項が通知されていない場合、改善状況報告書の対象となる事項はありません。

なお、3巡目の機関別認証評価における指定改善事項について改善状況報告を行う様式については、当機構ウェブサイト(※)に掲載しています。当機構からは、指定改善事項の指摘を受けた各高専に対し、毎年5月頃、改善状況報告書の提出について連絡を行っており、6月15日から6月30日までに報告書の提出を受け付けています。

(※) [https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification\\_evaluation/specialized\\_specialty/1178446\\_1139.html](https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/1178446_1139.html)

【観点2-3-①】

Q3. 一般科目の教員数は設置基準に定められているが、高専機構本部の方針により、定年退職後1年間は不補充の人事となっている。その1年間は、嘱託教員を含めて設置基準の教員数を満たしていると判断してよいか。

A3. 設置基準は文部科学省令であるため、所管は文部科学省となりますが、一般科目を担当する教員は、改正後の高等専門学校設置基準第6条第6項に定める基幹教員(改正前の設置基準第6条第2項に定める専任者(専任教員))である必要があります。嘱託教員については非常勤教員と思料されるため、専任教員の補充前となる1年間であっても、当該教員を専任教員に含めることは設置基準を満たさないこととなり、適切ではありません。仮に定年退職後の教員補充が

遅れて、設置基準を満たさない事態になる可能性がある場合には、事前に高専機構と協議されることを勧めます。

**【観点2-3-③】**

**Q 4. 教員の年齢構成の適切化のために解雇してでも是正が必要なのか。定年退職後に教員を1年間新規採用しない構造等にも関わり、現場ではどうにもならないことも咎められるのか。また、設置基準で規定する人数と、増え続ける「教育の観点からの配慮努力」の質と量が見合っていない場合も、別々に評価を受けるのか。教育行政の構造が現状と合っているのか、どこかで検討した上での認証評価なのか、疑問を感じた。**

A 4. 教員の年齢及び性別構成の分析において設定する数値は、あくまで各校の状況を分析する目安とするものです。研修会資料K-2、P32のとおり、基幹教員のうち50歳代の者の数が30歳代の者の数の3倍を超える場合、特記事項でその状況の把握、理由等の分析、具体的な対応に係る取組の状況や将来の見通しを記述いただくこととしており、設定値を超えることをもって直ちに改善を要する点とする判断をなされることはなく、記述内容を鑑みて判断いたします。年齢構成やジェンダー構成についての目安を示したのは、学校として教員の体制を中長期的に検討し、バランスの良いものに近づけていく努力を求めているとご理解ください。

なお、認証評価基準は、国・公・私立高等専門学校等の学識経験者及び各界有識者から構成される高等専門学校機関別認証評価委員会においてその内容を審議、決定したもので、設置基準等の関係法令への適合性を含めて高等専門学校が満たすべき要件を規定しています。

**【観点5-6-①】**

**Q 5. 成績評価資料はすべて電子化しなければならないのか。(例えば「学生のノート」、「造形作品」、手書きのレポート等)**

A 5. 成績評価資料をすべて電子化する必要はありません。成績評価資料については、その適切な保管が規則等により定められていること、保管が適切に行われていることをチェックする取組が行われていることが必要となります。成績評価において、定期試験を行わず、小テストやレポートのみで成績を評価する科目について、その成績の公平性や厳格性を担保するために、どのような資料を保管するかは、各校で定めてください。

**【観点5-6-②】**

**Q 6. 定期試験（100点満点）を病気等により欠席した際に行う「追試験」について、例えば、追試験に関する規定に「追試験は80点満点とする」旨を定めてあれば問題はないのか。**

A 6. 追試験における満点の換算方法は各校の判断に委ねられます。認証評価では、追試験の評価基準を含む実施規程が規則等に明確に定められ、学生に適切に周知されていることを確認します。

**【観点5-6-③】**

**Q 7. 「同一の試験問題」と見做されるとき判断基準はあるのか。**

A 7. 試験問題のサンプル調査において、前年度と前々年度の定期試験、再試験、追試験、単位追認試験の問題を提出していただき、何れか2つ以上の試験において80%以上の内容が同一と認められる場合に、同一の試験問題を使用していると判断します。形式的な同一性ではなく、実質的な内容の同一性について判断することとなります。

**Q 8. 同一と見做されない試験問題とは〇〇である、昨年度と〇〇%を同一でない試験問題とする必要がある、という内容を組織で決めておき、それを組織的に確認するという方法は可能か。あるいは、同一と見做さなくて良い機構の基準はあるか。**

A 8. ご提示の方針を組織内で策定の上、当該方針に基づいて組織内で試験問題の確認を行うことは可能です。当機構の評価における「同一の試験問題」と判断する基準はA 7のとおりです。

**Q 9. 成績評価結果（機構の指定様式）の早めの共有をお願いしたい。**

A 9. 「成績評価結果（機構の指定様式）」については、評価実施年度の7月以降に受審校に対して提示し、作成を依頼します。様式としては、機構が選定した授業科目について、成績評価要素（平常点、小テスト、レポート、試験等）に対する配点・割合、及び個人が特定できないような形で学生一人一人の成績評価結果を記載いただくものです。なお、当該様式で求める内容が確認できるものであれば、学校独自の資料の提出をもって替えることも可としております。

#### **【その他】**

**Q10. 資料はすべて電子媒体保存が前提か。本校では、認証評価に当たって、訪問調査時に提出することを想定し、紙と電子媒体のどちらで収集するかという議論があった。**

A10. 研修会資料K-1、P 2に「提出書類は、機構が指定するサイトへアップロードしてください。（全て電子媒体で提出。紙媒体での提出は不要。）」と記載しているため、少なくとも自己評価書の根拠資料については、電子媒体での提出が求められますので、それを踏まえてご判断下さい。

また、訪問調査A日程として対象校を訪問して行う調査では、教育現場（授業や実験・実習等）の視察及び学習環境（施設・設備等）の状況に係る調査を行うため、特別な事情がない限り、現地で資料を閲覧して調査を行うことは予定しておりません。

以 上